

ID: 48

担当部署: 教育委員会 北国博物館 業務係

処分の概要	観覧料の減免										
例規名 根拠条項	名寄市博物館条例 第6条の2										
例規番号	平成18年条例第88号										
<p>【根拠条文】 (観覧料の減免) 第6条の2 市長は、教育委員会規則で定める事由があるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市博物館条例施行規則第7条の規定による。 (観覧料の免除) 第7条 条例第6条の2の規定による観覧料の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、北国博物館観覧料免除申請書(別記様式第4号)を提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 大学等の学生(引率者含む。)が授業履修に伴い利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(3) その他市長が特に必要と認めた場合</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 大学等の学生(引率者含む。)が授業履修に伴い利用する場合	免除	(3) その他市長が特に必要と認めた場合	免除
利用区分	減免内容										
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除										
(2) 大学等の学生(引率者含む。)が授業履修に伴い利用する場合	免除										
(3) その他市長が特に必要と認めた場合	免除										
標準処理期間	3日										
備考											
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日								